

鳥取県告示第 106 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷1048の1から1048の20まで、字厚平1049の1から1049の11まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩ヶ谷1048の1、1048の16、1048の19、1048の20、字厚平1049の1、1049の2、1049の4から1049の6まで、1049の8から1049の11まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字平次郎谷269の3、269の4、269の19から269の28まで、字稗畑345の2、345の29(次の図に示す部分に限る。)、345の30、字向1010の1、字小黒見谷1013の1、1013の2、字五斗代1019の2、1019の5から1019の10まで、字弥長谷1027(次の図に示す部分に限る。)、1027の1、字安郷滝奥1028(次の図に示す部分に限る。)、1028の1、字朔日ヶ平1033の1(次の図に示す部分に限る。)、1033の2、1033の3、字小豆谷口下モ1039の2、字高戸平1040の2、1040の3、1040の8、字隠谷1042の3、字尖り山1047の1から1047の24まで、字菅ヶ谷1053の1から1053の3まで、字入道1054の10、1054の11、字茗荷谷1056の3、1056の16から1056の20まで、字下井手谷1061の1、1061の25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道1054の11(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字左近田192の2から192の5まで、字上総附307、字弥六谷口356、字高田ヶ平ル519の1、字佛谷口707の2、字下ノ谷973の2、字総附1023の3、1023の24から1023の26まで、字吠ヶ谷1084、

字滝ノ奥1092、字状ヶ谷1117

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)